## 環境省・温泉地保護利用推進室の設置について

平成27年12月7日 一般社団法人 日本温泉協会 会 長 大 山 正 雄

環境省に「温泉地保護利用推進室」が設置されたことは、朗報であり、温泉資源の保護 と適正利用の推進、温泉地活性化の支援に期待いたします。

日本の社会は45年前の1970年から、高齢者が国民の7%以上の高齢化社会に入り、今では25%、4人に1人の約3,000万人に達しています。この傾向はさらに進むと想定されています。

高齢化社会は先進諸国のみならず発展途上国においても大きな問題となっています。

一方、成人は社会の高度化と情報過多によって、かつてより精神的にも肉体的にも余裕のない状況にあると考えられます。こうした状況下において、健康で元気な生活をするには保養や療養の場の必要性が一層高まっています。温泉地は高齢者や高度化した社会の人々にとって保養や療養に最適な地とも言えます。昔を振り返れば、温泉地は保養と療養の場でありました。

また、温泉地は自然と日本の文化の豊かなところです。日本の21世紀は目標として観光 立国が掲げられています。温泉は日本人の観光目的の筆頭にあげられています。訪日外国 人にとって、日本特有の畳や襖などの生活文化や温泉入浴を実体験できるのは温泉や温泉 宿です。

温泉地は宿泊施設の経営者や従業員のみならず、食材や寝具、清掃などの関係者、飲食店や土産店の従事者、さらにバス、タクシー、鉄道の関係者などを考えれば数十万人の雇用の場にもなっています。

こうしたことを考えれば、温泉を保護し、適正に利用することは、現在の日本ばかりでなく近い将来、そして遠い将来にも大変経済的利益であるとともに、人々の生活の精神的、 肉体的豊かさの実現にもつながるものと確信いたします。

本会は、新たに誕生した推進室と連携をとりながら、これらの課題にも取り組んでまいりたいと思います。